

魚津市告示第101号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和2年9月1日

魚津市長 村椿 晃

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

会社名	所在地
ベリトランス株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

2 指定代理納付者に納付させる歳入

寄附金。ただし、魚津市ふるさと寄附金に限る。

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

4 指定代理納付者に納付させる方法

インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。